

別記

事業別の環境配慮事項

- 1 市街地の整備
- 2 道路の整備
- 3 河川・ダム of 整備
- 4 公園、緑地の整備
- 5 下水道の整備
- 6 廃棄物処理施設の整備
- 7 住宅団地の整備
- 8 農業農村の整備
- 9 治山、森林管理道整備
- 10 工業団地、工業用地の造成
- 11 水道施設の整備
- 12 建築物の建設、工作物の設置

別表－１ 1 市街地の整備に関する環境配慮方針

事業名								
基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	市街化進度別			配慮時期		チェック	
		既成市街地	進行市街地	新市街地	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当
基本的配慮事項 1								
事業の実施に当たっては、下水道や廃棄物処理施設、公共交通機関等の都市基盤の整備状況との整合を図る。								
個別事項	① 国土利用計画、都市計画等の各種土地利用計画との整合を図る。	○	○	○	○	○	○	
	② 公共下水道整備計画との整合を図る。	○	○	○	○	○	○	
	③ 廃棄物処理計画との整合を図る。	○	○	○	○	○	○	
	④ 周辺の道路や公共交通機関等の整備と調整を図り、事業の実施に努める。	○	○	○	○	○	○	
基本的配慮事項 2								
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう配慮する。								
個別事項	① 幹線道路の沿道については、騒音に対して緩衝効果のある緑地や建物の誘導を検討する。	○	○	○	○	○	○	
	② 水質保全のため、下水道の整備と調整を図り、事業の実施に努める。	○	○	○		○	○	
	③ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定し、大気汚染・粉じん・騒音・振動等の環境の保全に努める。	○	○	○			○	
	④ 工事の施工に当たって、地盤沈下対策等を図るとともに周辺の地下水に影響を与えないよう配慮する。	○	○	○			○	○
基本的配慮事項 3								
雨水の地下浸透や有効利用、中水道システムの導入等により、地域の水循環の保全に配慮する。								
個別事項	① 幹線道路の歩道部や植樹帯及び区画道路・緑道については、透水性舗装など雨水浸透施設の採用を推進する。	○	○	○			○	
	② 公園内に雨水貯留利用施設の設置を検討する。	○	○	○		○	○	
	③ 市街地再開発事業等による大規模な建築物については中水又は雨水利用システムの導入を促進する。	○	○	○	○	○	○	
	④ 調整池に貯留した雨水を利用した中水道施設などの導入を検討する。		○	○		○	○	
基本的配慮事項 4								
建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。								
個別事項	① 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		○	○	
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。	○	○	○			○	
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○	○	○			○	
基本的配慮事項 5								
電波障害、日照障害、風害により、生活環境に著しい支障が生じないよう配慮する。								
個別事項	① 中高層建築物について、電波障害の発生の抑制に努めるとともに、障害対策の実施に当たっては、都市型CATV等の活用を促進する。	○	○	○		○	○	
	② 日照障害の緩和のために、地区計画等の活用を促進する。	○	○	○		○	○	
	③ 幹線道路や鉄道の沿線については住居専用系以外の用途指定地域の採用を検討する。	○	○	○	○	○		
	④ 高層建築物について、風害対策の施設の設置を促進する。	○	○	○		○	○	
	⑤ 土地利用計画を作成する際は、日照障害や風害等について考慮しながら、公園・緑地・道路の配置を検討する。	○	○	○	○	○	○	

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		市街化進捗別			配慮時期			チェック	
		既成市街地	進行市街地	新市街地	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 良好な樹林地、緑地等の地域の自然環境の保全に配慮する。									
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。		○	○	○	○	○		
	② 集合農地区を設けるなど、一団の緑地の確保に努める。		○	○		○	○		
	③ 屋敷林等は、できるだけ保全できるよう道路計画や補償方法等に配慮する。		○	○		○	○		
基本的配慮事項 2 ビオトープ創造手法等による野生生物の生息・生育空間の確保など地域の健全な生態系の維持に配慮するとともに、良好な樹林地その他の緑地、地域の自然景観、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。									
個別事項	① 地区計画や緑地協定等の活用を促進し良好な樹林地、その他の緑地、地域の景観、歴史的環境等の保全と創造に努める。		○	○	○	○	○		
	② 大規模な公園、調整池及び水路の整備、改修等に当たっては、ビオトープ創造により生態系の保全に配慮する。		○	○		○	○		
	③ さいたまレッドデータブックに基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造手法などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。		○	○		○	○		
	④ 公園・緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動を支援する。	○	○	○		○	○		
	⑤ 野生生物の生息・生育地である樹林地については、保全に努める。		○	○		○	○		
	⑥ 連続した屋敷林は、可能な保全策を検討する。		○	○		○	○		
基本的配慮事項 3 開発等においては、良好な樹林地をできるかぎり保全するとともに、樹林地やその他の緑地、水辺空間など、自然的環境の創出を推進する。									
個別事項	① 良好な樹林地をできる限り残すなど環境に配慮する。		○	○	○	○	○		
	② 公園等の樹木や植物の選定に当たっては、郷土種の採用に努める。		○	○			○		
	③ 調整池、公園及び幹線道路の緑化に努め、連続した緑となるよう配慮する。		○	○		○	○		
	④ 歩行者道路のネットワーク化を図る上で適宜緑道の配置に努める。	○	○	○	○	○	○		
	⑤ 区域内の河川や用水等については、緑化や水辺域の生態系に配慮する。		○	○	○	○	○		
	⑥ 地区計画や緑地協定等の活用を促進し、うるおいのある環境の創造を促進する。	○	○	○	○	○			
基本的配慮事項 4 身近に自然とふれあえる場の創出を推進する。									
個別事項	① 公園の整備に当たっては、水と緑の創出に配慮する。		○	○	○		○	○	
	② 古くからの小径などについては、歩行者専用道路としての利用を検討する。		○	○	○		○	○	
	③ 基幹道路の両側には、緑道の配置を検討する。		○	○	○		○	○	
	④ 区域内の河川や用水の整備に際しては、親水護岸の採用や多自然型に配慮する。	○	○	○		○	○		
	⑤ 公共、公益施設などの敷地については、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○			○		

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		市街化進捗別			配慮時期			チェック	
		既成市街地	進行市街地	新市街地	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 5 自然的要素の多い都市景観の形成に配慮するとともに、歴史的環境等の保全に配慮する。									
個別事項	① 地区計画や緑地協定等の活用を促進し、自然的景観の形成に配慮する。	○	○	○	○	○			
	② 斜面林や河岸段丘等を含む場合は、その景観の保全に配慮する。		○	○	○	○	○		
	③ 集落周辺で行う事業の場合は、集落のもつ歴史的な景観等との調和に配慮する。		○	○		○	○		
	④ 河川や用水の整備に際しては、親水護岸や多自然型護岸の採用を検討する。	○	○	○		○	○		
	⑤ 幹線道路や鉄道の沿線については、連続的な樹木の配置を検討する。	○	○	○		○	○		
	⑥ 道路における植樹帯や植樹柵など、自然的景観の形成に配慮する。	○	○	○		○	○		
	⑦ 自然的景観を配慮するところでは、ビューポイント・アイストップなどを考慮した区画道路の設計に努める。		○	○		○	○		
	⑧ 緑地協定などにより、シンボルツリーなどの植栽を誘導する。	○	○	○			○		
	⑨ 文化財指定区域については保全に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○	○		
	⑩ 歴史的資産については、モニュメント的な利用を図る。	○	○	○		○	○		
	⑪ 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	○		○	○		

基本方向 3 地球環境の保全の推進と県民等の自主的取組の促進		市街化進捗別			配慮時期			チェック	
		既成市街地	進行市街地	新市街地	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 地域冷暖房や熱電併給システム（コージェネレーション）の導入、建築物の省エネルギー化、自然エネルギーの利用等により、有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮する。									
個別事項	① 大規模な建築物が集積する地域では、権利者（建物所有者）に対して地域冷暖房やコージェネレーションの導入を促進する。	○	○	○		○	○		
基本的配慮事項 2 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供しよう努める。									
個別事項	① 建築物の形態、省エネルギー、雨水利用等の環境への配慮についての情報の提供を図る。	○	○	○	○	○	○		
	② 環境に配慮したまちづくりの広報活動を推進する。	○	○	○	○	○	○		
実施率 (b/a (%))							合計 (a)	合計 (b)	

総合評価	
------	--

別表－1 2 道路の整備に関する環境配慮方針

事業名											
基本方向1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1											
円滑な交通の流れを確保しつつ、自動車交通に伴う大気汚染の防止に配慮する。											
個別事項	① 広域ネットワークの整備により交通流の整序化を図る。	○	○	○	○	○					
	② バイパスなどの整備により交通の分散化を図る。	○	○	○	○	○					
	③ 工事の計画的な執行に努める。	○	○	○	○		○	○			
	④ 右折帯の設置や立体交差化等によるボトルネックの解消により交通流の円滑化を図る。	○	○	○	○	○	○				
	⑤ 総合交通体系の確立を図る。				○	○			○		
	⑥ VICS（道路交通情報通信システム）、ETC（ノンストップ自動車料金収受システム）などを促進する。	○	○	○	○	○	○				
	⑦ わかりやすい案内標識の設置を推進する。	○	○	○	○		○	○	○		
	⑧ 国道や主要県道の4車線化により交通の円滑化を図る。	○	○	○	○	○					
	⑨ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。				○	○			○		
基本的配慮事項2											
高規格道路等の整備に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。											
個別事項	① 地形改変の少ないルート、縦横断計画、構造を検討する。	○	○	○		○	○				
	② 遮音壁、環境施設帯の設置を検討する。				○	○	○				
	③ 環境の保全と創造に効果的な道路緑化を推進する。		○	○	○	○	○				
基本的配慮事項3											
大気汚染、騒音、振動等による沿道の生活環境への影響に配慮する。											
個別事項	① 低騒音舗装の採用を推進する。				○		○		○		
	② バイパスなどの整備により交通の分散化を図る。【再掲】	○	○	○	○	○					
	③ 多径間橋りょうの連続化を図る。	○	○	○	○	○					
	④ 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○	○	○		○	○	○		
	⑤ 工事施工中の粉じん対策を図る。	○	○	○	○		○	○			
	⑥ 環境の保全と創造に効果的な道路緑化の推進を図る。		○	○	○	○	○	○	○		
	⑦ 右折帯の設置や立体交差化等によるボトルネックの解消により交通流の円滑化を図る。【再掲】	○	○	○	○	○	○				
	⑧ 国道や主要県道の4車線化により交通の円滑化を図る。【再掲】	○	○	○	○	○					
基本的配慮事項4											
地域の水循環の保全に配慮する。											
個別事項	① 透水性舗装など雨水浸透施設の採用を推進する。		○	○	○		○		○		

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		地域別				配慮時期				チェック		
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 5 再生資源の利用を推進する。												
個別事項	① 建設副産物の削減とリサイクルを推進する。	○	○	○	○	○	○	○				
	② 樹木材料の再利用を推進する。	○	○	○	○			○	○			
	③ 建設発生土の再利用を推進する。	○	○	○	○			○	○			
	④ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○	○	○	○			○	○	○		
	⑤ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、道路改築や補修時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	○	○	○				○			
基本的配慮事項 6 効率的な物流体系の整備の推進に配慮する。												
個別事項	① 地域物流拠点整備を支援する道路の整備を推進する。	○	○	○	○	○						

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 地域の健全な生態系の維持に配慮する。											
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		○					
	② ビオトープ創造等により野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○			○				
	③ 動物の移動経路の確保、ロードキル対策を検討する。	○	○	○			○	○	○		
	④ 希少種の移植等による代替生息地の確保を検討する。	○	○	○			○				
	⑤ 汚水・濁水・土砂の流出防止に努める。	○	○	○	○			○			
	⑥ 工事用道路の植栽復元を図る。	○	○	○	○			○			
	⑦ 夜間照明の工夫を検討する。	○	○	○	○			○	○		

基本方向2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項2 良好な樹林地その他の緑地、沿道の自然景観、歴史的環境等の保全に配慮する。											
個別事項	① 周辺環境に配慮したデザインの採用を検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○		
	② 法面勾配・法尻の処理・ラウンディングについて検討する。	○	○	○		○	○				
	③ 表土の保全と活用を図る。	○	○	○		○	○				
	④ 郷土種を基本とした植栽樹種の選定を図る。	○	○	○	○	○			○		
	⑤ 地形改変の少ないルート、縦横断計画、構造を検討する。【再掲】	○	○	○		○	○				
	⑥ 法面、坑口周辺、擁壁、遮音壁の緑化を検討する。	○	○	○	○	○			○		
	⑦ 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては記録の保存等を行う。	○	○	○	○	○	○	○			
基本的配慮事項3 道路緑化を推進し、県内の拠点となる緑地をつなぐ役割に配慮する。											
個別事項	① 道路緑化を推進する。	○	○	○	○	○	○	○	○		

基本方向3 県民等の自主的取組の促進		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 情報を県民等に適切に提供するよう努める。											
個別事項	① 環境影響評価の公表を推進する。	○	○	○	○	○					
	② 道路環境に関する情報などの提供に努める。	○	○	○	○				○		
実施率 (b/a (%))									合計 (a)	合計 (b)	

総合評価	
------	--

別表－１ ３ 河川・ダム の整備に関する環境配慮方針

事業名		配慮時期				チェック	
基本方向 1		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1							
河川の自浄作用の維持、活用に配慮した河川整備を推進する。							
個別事項	① 瀬、淵構造の形成に配慮する。	○	○				
	② 自然に配慮した護岸、河床の形成に配慮する。	○	○				
	③ 水制方法を検討する。		○				
	④ 在来植生に配慮した植樹を図る。	○	○				
	⑤ 木炭浄化機能の利用を検討する。		○				
	⑥ 礫間浄化施設の造成を検討する。		○				
基本的配慮事項 2							
環境保全に配慮した施工計画を策定する。							
(自然環境の豊かな地域)							
個別事項	① 自然環境に特に配慮すべき内容、資料を確認する。		○	○			
	② 繁殖、産卵時期、豊水期での工事の回避を検討する。		○	○			
	③ 移植、表土保全等の対策内容、箇所、時期の明記を検討する。		○	○			
	④ 仮設備計画での配慮計画を検討する。		○	○			
	⑤ 保全啓発、各種標識の設置、巡視計画を検討する。			○			
	⑥ 建設副産物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○			
	⑦ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○			
(市街地等住居地域)							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○			
	② 防音、防振対策を検討する。		○	○			
	③ 防塵、水質汚濁対策を検討する。		○	○			
	④ 交通対策、沿道騒音、振動対策を検討する。		○	○			
	⑤ 工事による近接家屋への影響対策を検討する。		○	○			
	⑥ 土砂、排水の近接地への対策を検討する。		○	○			
	⑦ 建設副産物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○			
基本的配慮事項 3							
廃棄物の削減・リサイクル、自然素材の活用により、リサイクル社会の形成に貢献する。							
個別事項	① 自然素材の活用に配慮する。		○	○			
	② 建設廃棄物の削減とリサイクルを推進する。		○	○			
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	○		
基本的配慮事項 4							
施工における環境保全に配慮する。							
個別事項	① 工程管理における環境配慮に努める。		○	○			
	② 施工時における環境配慮に努める。			○			
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○			
	④ 仮設備の配置、設置における環境配慮に努める。		○	○			
	⑤ 労務管理における環境配慮に努める。			○			

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 魚類の遡上・降下に配慮した河川を確保する。							
個別事項	① 魚にやさしい河川横断工作物を検討する。		○				
基本的配慮事項 2 貴重な動植物、身近な動植物による多様な動植物の生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事に配慮する。		○				
	② さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		○				
	③ 希少な動植物の移植等による代替生息地の確保に努める。			○			
	④ 河川残地、高水敷等のピオトープ化を検討する。			○			
	⑤ 多様な動植物の生息・生育地の維持、形成に努める。			○			
基本的配慮事項 3 表土を保全し多様な動植物の生育環境を保全、創造する。							
個別事項	① 多様な動植物の生息・生育地の維持、形成に努める。【再掲】		○				
	② 緑豊かな水辺空間の維持、形成に努める。		○	○			
	③ 自然素材の活用に配慮する。【再掲】		○	○			
基本的配慮事項 4 動物の移動に配慮する。							
個別事項	① 水域等における魚類、両生類等の移動経路の確保に努める。		○	○			
	② 高水敷等における動物類の移動経路の確保に努める。		○	○			
基本的配慮事項 5 多様な植物の導入による緑豊かな水辺空間を形成する。							
個別事項	① 多様な動植物の生息・生育地の維持、形成に努める。【再掲】		○				
	② 緑豊かな水辺空間の維持、形成に努める。【再掲】		○	○			
	③ 多様な水際線の維持、形成に努める。		○	○			
基本的配慮事項 6 風土にあった水辺空間を形成する。							
個別事項	① 緑豊かな水辺空間の維持、形成に努める。【再掲】		○	○			
	② 多様な水際線の維持、形成に努める。【再掲】		○	○			
	③ 自然素材の活用に配慮する。【再掲】		○	○			
基本的配慮事項 7 事業の完了後も良好な環境の維持を図る。							
個別事項	① 自然環境のモニタリング調査の実施に努める。				○		
	② 導入した自然・施設の保守・改善に努める。				○		

		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向3 県民等の自主的取組の促進							
基本的配慮事項1 水辺地域の環境学習・環境教育の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。							
個別事項	① 河川環境に関する情報などの提供に努める。				○		
		実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)

総合評価	
------	--

別表－ 1

4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

基本方向 1	地域別				配慮時期				チェック	
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現										

基本的配慮事項 1
公園、緑地の緑が持つ二酸化炭素の吸収や大気浄化、都市気象の緩和などの環境保全機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。

個別事項	① 緑地率の向上を推進する施設計画に努める。	○	○	○	○	○	○	○			
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	○		○	○	○		
	③ 省エネルギー、省資源型のシステム・機器の採用を図る。	○	○	○	○		○	○			
	④ 新エネルギー（ソーラー・風力等）の採用に努める。	○	○	○	○	○	○	○			
	⑤ 緑地の効果評価システムや地球環境保全効果の調査・研究を促進する。	○	○	○	○	○	○				
	⑥ 自然エネルギー利用技術の調査・研究を促進する。	○	○	○	○	○	○				

基本的配慮事項 2
公園、緑地の緑が持つ水循環の機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。

個別事項	① 土壌の流出抑制・保水性の向上を図る。	○	○	○	○		○	○		
	② 雨水の流出抑制・貯溜・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	○		○	○		
	③ 汚水・雑排水の土壌浄化システムの採用に努める。	○	○				○	○		
	④ 水循環利用システム・利用技術の調査・研究を促進する。	○	○	○	○	○	○			

基本的配慮事項 3
公園、緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、騒音・振動の緩和やリサイクルを促進し、環境への負荷の低減に努める。

個別事項	① 環境対策型建設機械を採用する。	○	○	○	○			○	○		
	② 工事施工中の粉じん対策を図る。	○	○	○	○			○	○		
	③ 建設発生土の発生抑制・区域内処理を促進するとともに、建設発生土を活用した公園づくりを検討する。	○	○	○	○		○	○			
	④ 建設廃材の削減、リサイクル素材・資材の利用を促進する。	○	○	○	○			○	○		
	⑤ 公園内の発生ゴミの抑制対策・分別処理を促進する。	○	○	○	○				○		
	⑥ 施設の適正管理・耐久性向上を促進する。	○	○	○	○				○		
	⑦ 落葉等によるコンポスト化等のリサイクルを促進する。	○	○	○	○				○		
	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいものの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。	○	○	○	○			○	○		

基本方向2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 緑地や水辺など自然的要素の多い空間の創造に努める。											
個別事項	① まとまりや連続性のある緑地の保全・確保に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○		
	② 源流域や良好な湿地等の生物生息空間の保全・確保に努める。	○	○	○	○		○	○	○		
	③ 樹林地・湿地・水辺環境の創造など多様性の確保に努める。	○	○	○	○		○	○	○		
	④ 緑化に当たっては、地域の環境に配慮した在来種の採用を促進する。	○	○	○	○		○	○			
	⑤ 湿地・湧水地の調査・研究及び保全対策を促進する。	○	○	○	○	○	○				
基本的配慮事項2 自然環境はもとより、歴史的文化的遺産など、計画地が有している環境資源に配慮し、それらの環境資源の保全・活用を図る。											
個別事項	① 既存の地形・植生・景観等、地域環境特性を生かした整備を図る。	○	○	○	○		○	○			
	② 現況地形に配慮した施設の整備を図る。	○	○	○	○		○	○			
	③ 表土の保全と活用を図る。	○	○	○	○		○	○	○		
	④ 彩の国豊かな自然環境づくり計画基礎調査結果（自然環境マップ、保全状況マップ、自然評価マップ）を活用し、自然環境に配慮した計画を策定する。	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑤ 計画策定に当たっては、環境影響に関する調査（地形・地質・動植物・景観等）を実施する。	○	○	○	○		○		○		
	⑥ 事業終了後も必要に応じて適切な時期にモニタリング調査を実施する。	○	○	○	○				○		
	⑦ 適切な維持管理手法の調査・研究を促進する。	○	○	○	○				○		
	⑧ 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○	○	○			
基本的配慮事項3 オープンスペースの確保や良好な都市景観の創造に寄与する。											
個別事項	① 土地利用や住民の利用動向に応じた緑地の確保を促進する。	○	○	○	○	○	○	○			
	② 屋根、壁面、法面、人工地盤等の緑化を促進する。		○	○	○		○	○			
	③ 周辺の景観に調和するデザインの導入や、自然素材・地場産材の利用を促進する。	○	○	○	○		○	○			
	④ 緑化に当たっては、気象や土壌条件、地域の特性を考慮し在来の植生を中心とした景観の創造を促進する。	○	○	○	○		○	○			
	⑤ 緑の協定を推進する。	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑥ 総合的な緑地の保全・創造・確保手法の調査・研究を推進する。	○	○	○	○	○	○				

基本方向2	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
恵み豊かでうるおいのある環境の確保											
基本的配慮事項4											
野生生物の生息・生育に配慮した公園の整備に努める。											
個別事項	① 農業の適正利用と使用削減を図る。	○	○	○	○			○	○		
	② 照明施設利用時における動植物への生息環境に配慮する。	○	○	○	○				○		
	③ アーバンエコロジーパークの整備及びサンクチュアリーを促進する。		○	○	○	○	○	○			
	④ 環境教育に配慮した公園緑地の整備を促進する。	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑤ さいたまレッドデータブックに基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、その保護を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑥ 樹林地や湿地等の管理段階においては、野生動植物等の生息環境の保全に配慮する。	○	○	○	○				○		
	⑦ ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。	○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑧ ビオトープネットワーク計画を促進する。	○	○	○	○	○	○				
	⑨ 希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。	○	○	○		○	○				
	⑩ 工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。	○	○	○	○			○			
	⑪ 植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○		

基本方向3	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本方向3											
県民等の自主的取組の促進											
基本的配慮事項1											
自然保護や自然観察についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。											
個別事項	① 地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。	○	○	○		○	○		○		
	② 学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。	○	○	○	○				○		
	③ 住民共同緑化の支援を推進する。		○	○	○				○		
	④ 彩の国ナチュラリスト（自然観察指導員）の育成・活用促進を図る。	○	○	○	○				○		
	⑤ さいたま緑のトラスト運動を推進する。		○	○	○				○		
	⑥ 周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。				○	○	○	○	○		
	⑦ 公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	○	○	○		○	○	○		

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。											
個別事項	① 自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する。	○	○	○	○				○		
	② 公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。				○	○	○	○			
	③ 情報提供のネットワーク化に努める。	○	○	○	○			○			
	④ 適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。	○	○	○	○			○			
実施率 (b/a (%))									合計 (a)	合計 (b)	

総合評価	
------	--

別表－1 5 下水道の整備に関する環境配慮方針

事業名						
基本方向 1	環境への負荷の少ない地域社会の実現	配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。						
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○			
基本的配慮事項 2 適切な河川流量の確保など、地域の水循環の保全に配慮する。						
個別事項	① 流域別下水道整備総合計画に基づく整備を行う。	○				
	② 高度処理水を河川の浄化用水に利用する。(不老川、綾瀬川等)	○	○	○		
	③ 処理場・ポンプ場で雨水浸透施設を整備する。(雨水浸透柵、透水性舗装等)	○	○	○		
基本的配慮事項 3 中水道やせせらぎなどの修景用水として下水処理水の再利用に努める。						
個別事項	① 「さいたま新都心」に中水の供給を行う。			○		
	② 処理場内のせせらぎ水路や池などに高度処理水を利用する。		○	○		
基本的配慮事項 4 資源やエネルギーの消費の少ない下水道施設の導入に努める。						
個別事項	① 工事に使用する型枠を転用する。		○			
	② 工事に再生砕石を使用する。		○			
	③ 処理水を処理場内の雑用水に利用する。	○	○	○		
	④ 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染、粉じん、騒音・振動等の環境保全に努める。		○			
	⑤ 建設発生土を公共工事間に流用する。		○			
	⑥ アスファルト殻、コンクリート殻の再資源化を図る。		○			
	⑦ 省エネルギー型の設備を導入する。	○	○	○		
	⑧ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		
	⑨ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、改築工事時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。			○		
	⑩ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。	○		○		
基本的配慮事項 5 下水道資源の再利用や下水道における未利用エネルギーの有効利用に努める。						
個別事項	① 汚泥を資源として再利用する。(セメント原料、骨材等)			○		
	② 濁水時に処理水を活用する。			○		
	③ 汚泥焼却施設の廃熱を有効利用する。【再掲】	○	○	○		

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 2		恵み豊かでうるおいのある環境の確保				
基本的配慮事項 1						
ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。						
個別事項	① 処理場内にせせらぎ水路や池などの水生動植物のための水辺空間を整備する。	○	○	○		
	② 処理場内で在来植生に配慮した植栽を考慮する。	○	○	○		
基本的配慮事項 2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① 処理施設の上部を覆蓋し、植栽等による環境整備を促進する。	○	○	○		
	② 建物は周辺の景観と調和したデザイン、配色を行う。		○			
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造などにより希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○	○	○		

		配慮時期			チェック	
		計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本方向 3		県民等の自主的取組の促進				
基本的配慮事項 1						
水環境の保全についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 親子下水道教室、下水道フェア等を開催する。			○		
	② 環境保全ポスター、作文、標語など普及啓発作品を募集する。			○		
基本的配慮事項 2						
自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。						
個別事項	① パンフレットを作成する。		○	○		
	② 広報紙、新聞、放送などのマスメディアにより情報を提供する。			○		
	③ インターネットなどにより情報を提供する。（下水道ホームページ、降雨情報システム等）			○		
	④ 下水道の日にあわせ情報を提供する。			○		
	⑤ 処理場、管渠等の現場見学会を実施する。			○		
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)

総合評価	
------	--

別表－１ 6 廃棄物処理施設の整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。							
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○				
	② 地象、水象、気象等の自然条件を十分に踏まえ、環境保全上、防災上の安全性を確保する。	○	○				
基本的配慮事項 2 大気汚染、悪臭、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないよう、高度な環境保全技術の導入に努める。							
個別事項	① 廃棄物搬入方法等の適正な管理を図る。	○	○		○		
	② 廃棄物の飛散や流出の防止を図る。		○	○	○		
	③ 衛生害虫・イエネズミ類等の発生の防止を図る。		○	○	○		
	④ 悪臭発生等の防止を図る。		○		○		
	⑤ 水質（浸出水の適正処理、減量化）等の保全を図る。	○	○	○	○		
	⑥ 水質（地下水、公共用水域）等の保全を図る。	○	○	○	○		
	⑦ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○			
	⑧ 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○			
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の発生を極力抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用を検討する。	○	○	○			
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○			
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○			

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 ビオトープ創造に配慮した敷地内の緑化を推進する。							
個別事項	① 自然生態系に配慮した近自然空間を創造する。	○	○	○	○		
	② 在来植生に配慮した緩衝緑地などの確保に努める。	○	○	○	○		

基本方向 2	恵み豊かでうるおいのある環境の確保	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 自然的要素の多い空間の創造に努めるとともに、周辺景観との調和を図る。							
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○			
	② 最終処分場及び周辺の景観保全との調和を図る。	○	○	○	○		

基本方向 3	地球環境の保全と県民等の自主的取組の促進	配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 温室効果ガスである二酸化炭素等の排出量の削減に努める。							
個別事項	① 地球温暖化物質排出抑制等対策を推進する。		○	○	○		
	基本的配慮事項 2 資源・エネルギーや廃棄物の減量化・リサイクルなどについての学習機会場の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。						
個別事項	① 学習機会場の場としての活用を図る。	○	○		○		
	実施率 (b/a (%))				合計 (a)	合計 (b)	

総合評価	
------	--

別表－１ 7 住宅団地の建設に関する環境配慮方針

事業名		配慮時期				チェック	
基本方向 1		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現							
基本的配慮事項 1 周辺の土地利用との整合を図る。							
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図ることなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○					
基本的配慮事項 2 自然のシステムを活用し、環境への負荷を少なくするよう努める。							
個別事項	① オープンスペースの緑化や樹木の有効活用を図る。	○	○	○			
個別事項	② オープンスペースの緑化には、害虫の発生のしにくさや薬剤散布に頼らない管理のしやすさを考慮し樹種等を選定するとともに、薬剤散布を極力行わない管理方法により環境への負荷を低減する。		○	○	○		
個別事項	③ 雨水の貯留や地下浸透を図る。		○	○			
基本的配慮事項 3 建物使用時の環境への負荷を少なくするよう努める。							
個別事項	① 建物配置を工夫する。		○	○			
個別事項	② 建物の断熱化を図る。		○	○			
個別事項	③ 日射のコントロールに配慮する。		○	○			
個別事項	④ 雨水の有効活用を図る。		○	○			
個別事項	⑤ エネルギーの効率的利用を図る。		○	○			
個別事項	⑥ 自然エネルギーの活用を図る。	○	○	○			
基本的配慮事項 4 建物の建設時及び除去時の環境への負荷を少なくするよう努める。							
個別事項	① 造成工事を少なくするよう努める。		○	○			
個別事項	② 熱帯材型枠の使用量の削減に努める。			○	○		
個別事項	③ 廃棄物の削減に努める。		○	○	○		
個別事項	④ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○	○		
個別事項	⑤ 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		○	○	○		
基本的配慮事項 5 建物耐用年数を長くするよう努める。							
個別事項	① 建物の耐久性に配慮する。	○	○	○			
個別事項	② 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。	○	○	○			

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 6 施工における環境保全に配慮する。							
個別事項	① 大気汚染対策を適切に実施する。						
	a 工事施工中の粉じん対策を図る。			○	○		
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。			○	○		
	② 水質汚濁対策を適切に実施する。						
	a 地下水汚染防止対策に努める。			○	○		
	③ 騒音・振動対策を適切に実施する。						
	a 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。				○		
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。			○	○		
	c 工事実施の時間帯の調整に努める。				○		
	④ 地盤沈下対策を適切に実施する。						
a 軟弱地盤における地盤改良の実施に努める。		○	○	○			
b 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○	○			
⑤ 建設発生土等の活用を図ることにより、購入土の減量による緑地の保全に寄与する。			○	○			
⑥ 建設副産物の発生の抑制、再資源化を推進する。			○	○			

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 自然を確保し、地域における健全な生態系の維持に配慮する。							
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○					
	② 敷地内の在来生態系を残すよう努める。	○	○	○			
	③ 敷地内に自然を創出するよう努める。	○	○	○			
	④ つながりのある緑地を形成するよう努める。	○	○	○			
基本的配慮事項 2 地域の良好な自然景観、歴史的景観の保全と創造に配慮する。							
個別事項	① 景観に配慮した建物とする。	○	○	○			
	② 地形を活用した整備を行う。	○	○	○			
	③ 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○					

基本方向 3	地球環境の保全の推進	配慮時期				チェック	
		企画・計画段階	基本設計段階	実施設計段階	施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 1							
エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮する。							
個別事項	① 建物の断熱化を図る。【再掲】		○	○			
	② 日射のコントロールに配慮する。【再掲】		○	○			
	③ エネルギーの効率的利用を図る。【再掲】		○	○			
	④ 自然エネルギーの活用を図る。【再掲】	○	○	○			
		実施率 (b/a (%))			合計 (a)	合計 (b)	

総合評価	
------	--

別表－ 1

8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現					
基本的配慮事項 1 大気汚染、水質汚濁等の環境保全上の支障が生じないよう配慮する。					
個別事項	① 工事施工に伴う水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、粉塵等を防止するよう配慮する。		○		
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○		
基本的配慮事項 2 事業実施に当たっては、周辺環境への影響の緩和に配慮する。					
個別事項	① 地形変更の少ないルートや工法を検討する。	○	○		
	② 切盛土量の抑制を図る。	○	○		
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○		
基本的配慮事項 3 建設資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。					
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○		
	② 現場発生品などの再利用に努める。		○		
	③ 工事現場から発生する建設副産物等については適切に処理する。		○		

		配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保					
基本的配慮事項 1 良好な農村地域の自然環境に配慮する。					
個別事項	① さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、ビオトープ創造により希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○		
	② 環境保全に配慮した施設配置に努める。	○	○		
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○		
	④ 緑地の保全や在来植生に配慮した施設整備に努める。	○	○		
	⑤ 地域資源としてのため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○		
基本的配慮事項 2 農村地域としての良好な景観の形成に配慮する。					
個別事項	① 寺社林や屋敷林等樹木の保全に配慮する。	○	○		
	② 歴史的な施設について保全と活用を図る。	○	○		
	③ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○		
	④ 景観変化の緩和に配慮する。	○	○		

基本方向 2	恵み豊かであるおいのある環境の確保	配慮時期		チェック	
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施
基本的配慮事項 3 農村地域の自然や農業とのふれあいの場としての活用を図る。					
個別事項	① 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○		
	② 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○		

基本方向 3	県民等の自主的取組の促進	配慮時期		チェック		
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境への配慮と創造に関する施策などの情報を県民に適切に提供する。						
個別事項	① 農業や農村の良好な維持保全を目的とした事業内容についてPRする。	○	○			
	② 農村の持つ多面的機能の重要性について啓発する。	○	○			
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)

総合評価	
------	--

別表－１ 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 設計・施工段階において環境保全に配慮する。							
個別事項	① 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○			
	② 施工時の工程管理や労務管理における環境配慮に努める。		○	○			
	③ 施工箇所周辺の溪流の水質の維持など良好な環境の維持に努める。			○			
基本的配慮事項 2 建設資材への再生資源の利用など建設副産物の再利用、再資源化を推進するとともに、県産木材等の活用を推進する。							
個別事項	① 建設発生土の再利用を推進するとともに、発生した建設発生土の現場内処理を検討する。		○	○			
	② 建設副産物（コンクリート、アスファルト等）の削減とリサイクルを推進する。		○	○			
	③ 資材等の選定に当たっては、県産木材等の自然素材の活用に配慮するほか、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○			
	④ 日頃適切な維持管理に努めるとともに、道路改築では、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○			

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 多様な動植物の生息・生息地を保全、創造する。							
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法に配慮する。	○	○	○			
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○			
	③ 工事の施工時期にあたっては、猛禽類の繁殖に影響する期間に配慮する。		○	○			
	④ 水質汚濁や土砂の流出防止に努める。		○	○			
	⑤ ビオトープ創造等により、多様な動植物の育成、生息地の維持、形成に努める。		○	○			

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 良好な森林の保全や自然景観の保全に配慮する。							
個別事項	① 工事箇所の法面勾配や崩落防止工法の適用について検討する。	○	○	○			
	② 自然環境の現状に配慮した植栽工や法面保護工の選定を行う。		○	○			
	③ 法面や崩落斜面の緑化を行う。		○	○			
	④ 地形改変の少ないルートや溪間工等の構造物の配置に配慮する。	○	○	○			
	⑤ 建設発生土の処理地等を利用した森林空間の創出に努める。		○	○			
	⑥ 周辺環境に配慮した木製構造物の採用を検討する。		○	○			

基本方向 3 自主的取組の促進		配慮時期				チェック	
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供しよう努める。							
個別事項	① 事業推進に当たって、地域住民や県民に対し、森林の適切な維持管理や森林整備の重要性についての認識を高める。	○	○	○	○		
					実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)

総合評価	
------	--

別表－１ 10 工業団地、工場用地の造成に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

基本方向 1	地域別		配慮時期				チェック	
	農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施	
環境への負荷の少ない地域社会の実現								

基本的配慮事項 1
造成に当たっては、周辺の土地利用との整合を図る。

個別事項	① 農村環境との調和を図る。							
	a 農業用水路の機能維持を図る。	○	○	○	○	○		
	b 生活道路の確保に努める。	○	○	○	○	○		
	c 水田の保水機能を継承した調整池を設置する。	○		○	○	○		
	d 屋敷林と同調した緑化の促進に努める。	○			○	○		
	② 山村環境との調和を図る。							
	a 自然林の保全に努める。	○	○	○	○	○		
	b 在来植生に配慮した植樹を図る。	○	○		○	○		
	c ため池等の水源の機能維持に努める。			○	○	○		
	d 表土の保全に努める。			○		○		
	③ 既存市街地との調和を図る。							
	a 住宅地との間に適正な緩衝帯の創設を図る。	○	○	○	○	○		
	b 生活道路の確保に努める。	○	○	○	○	○		
c 工業団地の交通が既存市街地に流入しない道路配置を検討する。	○	○	○	○	○			

基本的配慮事項 2
道路整備等各種基盤の整備状況との整合を図る。

個別事項	① 道路整備との整合を図る。							
	a 都市計画道路との整合を図る。	○	○	○	○	○		
	b 国道等の幹線道路への接続に努める。	○	○	○	○	○		
	c 工業団地の発生交通量と通過交通量に配慮した道路整備に努める。	○	○	○	○	○		
	② 公共下水道整備との整合を図る。							
	a 公共下水道の導入（公共下水道整備区域）を図る。	○	○	○	○	○		
	b 終末処理施設の設置（水源地域等の高度処理推進区域）に努める。	○	○	○	○	○		
	c 立地企業への適正排水の啓発（公共下水道未整備区域）に努める。	○	○	○		○		
	③ 河川改修との整合（良好な雨水排水）を図る。							
	a 調整池の設置を図る。	○	○	○	○	○		
	b 比流量と整合した排水機等の設置を図る。	○	○	○	○	○		
	c 河道拡幅用地の確保に努める。	○	○	○	○	○		
	④ 水道整備との整合を図る。							
	a 市町村水道計画と整合した導入業種の選定に努める。	○	○	○	○			
	b 循環型水利用を促進する。	○	○	○	○	○		
	⑤ 緑地・公園整備との整合を図る。							
	a 緑の回廊計画と整合した公園緑地整備に努める。	○	○	○	○	○		
	b 多自然型緑地・公園の整備に努める。	○	○	○	○	○		

基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現		地域別		配慮時期			チェック	
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 3								
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。								
個別事項	① 大気汚染対策を適切に実施する。							
	a 工業用地のための環境目標値の設定を図る。	○	○	○				
	b 造成中の粉じん対策を図る。	○	○			○		
	c 駐車場の周囲に樹木を植栽し、大気の浄化を図る。	○	○		○	○		
	d 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○			○		
	② 水質汚濁対策を適切に実施する。							
	a 工業用地のための環境目標値の設定を図る。	○	○	○				
	b 排水処理施設の設置に努める。	○	○		○	○		
	c 地下水汚染防止対策に努める。	○	○		○	○		
	③ 騒音・振動対策を適切に実施する。							
	a 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	○			○		
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。【再掲】	○	○			○		
	c 工事実施の時間帯の調整に努める。	○				○		
	d 現況地形を極力生かし造成土量の抑制に努める。	○	○	○	○	○		
	④ 地盤沈下対策を適切に実施する。							
	a 軟弱地盤における地盤改良の実施に努める。	○			○	○		
b 宅地における十分な盛土と圧密の促進を図る。	○			○	○			
⑤ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○			○			
⑥ 建設発生土等の活用を図ることにより、購入土の減量による緑地の保全に寄与する。	○	○		○	○			
基本的配慮事項 4								
雨水の地下浸透等地域の水循環の保全に配慮する。								
個別事項	① 水路における水循環の保全に配慮する。							
	a 地域の特性にあわせた水路切回しに努める。	○	○		○	○		
	b 地下浸透型水路の使用を検討する。	○	○		○	○		
	② 道路における水循環の保全に配慮する。							
	a 透水性舗装の採用に努める。	○	○		○	○		
	b 浸透柵の採用に努める。	○	○		○	○		
	c 定期的なメンテナンスに努める。	○	○		○	○		
	③ 公園緑地における水循環の保全に配慮する。							
a 芝、土砂部など浸透面の確保に努める。	○	○		○	○			
b メンテナンス不用（自然）緑地の確保に努める。	○	○	○	○	○			

基本方向2		地域別		配慮時期			チェック	
		農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
恵み豊かでうるおいのある環境の確保								
基本的配慮事項1								
ビオトープ創造等に基づき、野生生物の生息・生育空間の確保など地域の健全な生態系の維持に配慮するとともに、良好な樹林地その他の緑地、地域の自然景観、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。								
個別事項	① 野生生物の生息・生育空間の整備を図る。							
	a さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	○	○		
	b 公園、調整池等へのビオトープ空間の創造に努める。	○	○	○	○	○		
	c 希少動植物の保全を図る。	○	○		○	○		
	d 鳥類誘致のための食餌木の植樹を図る。	○	○		○	○		
	e 在来植生に配慮し、常緑樹、落葉樹、高木、低木など多様な樹種による植栽を図る。	○	○		○	○		
	f 小動物等の移動が可能な緑地の連続性の確保を図る。	○	○		○	○		
	② 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。							
	a 既存樹林を生かした土地利用計画に努める。	○	○	○	○	○		
	b 当該地域の地形、地質、気候等自然環境にあった郷土種の植栽に努める。	○	○		○	○		
	③ 自然景観の保全を図る。							
	a 公園、緑地帯における植樹は、計画地周辺の在来植生を考慮し、周辺景観との違和感の軽減に努める。	○	○		○	○		
	b 公園、散策路から山なみ等の遠景が眺望できるように努める。	○	○		○	○		
c 建築物の配置及び色彩等に配慮し、周辺景観への圧迫感の軽減、調和に努める。	○	○		○				
④ 歴史的環境等の保全を図る。								
a 文化財指定区域においては保存に努めるとともに埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○			
b 歴史的遺産を生かした公園緑地整備に努める。	○	○	○	○	○			
基本的配慮事項2								
開発等においては、良好な樹林地をできるかぎり保全するとともに、樹林地やその他の緑地、水辺空間など、自然的環境の創造を推進する。								
個別事項	① 樹林地の保全を図る。							
	a 既存樹林を生かした土地利用計画を策定し、そこに生育する植物種とこれに依存して生育している昆虫類、土壌動物を含む表土の保全に努める。	○	○		○	○		
	② 水辺空間など自然的環境の創造に努める。							
	a 既存水路を生かしたせせらぎ等、自然に親しみやすい自然環境の整備に努める。	○	○		○	○		
b 公園と調節池の一体化を図り、水辺のやすらぎの持てる空間の創造に努める。	○	○		○	○			

基本方向 3 自主的取組の推進	地域別		配慮時期			チェック	
	農業地域	山間・丘陵地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・実施段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 事業の内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。							
個別事項	① 環境影響評価制度に基づく各種手続きを適切に実施する。						
	a 調査計画書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見の聴取に努める。						
	b 環境影響評価準備書の公告・縦覧を行い、関係住民等から環境保全に関する意見を聴取し、これに対する見解を提示するとともに、評価書の公告・縦覧を行う。						
	② 事業完了時に実地調査結果等を公表する。						
	a 造成中における保全、創造状況の確認に努める。						
	b 事業完了後の周辺への影響状況の公表を図る。						
					実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)

総合評価	
------	--

別表－１ 11 水道施設の整備に関する環境配慮方針

事業名		配慮時期			チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	該当	実施
基本方向 1		環境への負荷の少ない地域社会の実現				
基本的配慮事項 1 都市計画や土地利用などに関する計画との整合を図るため、早い段階からの調整に努める。 また、連携、協力できるものはないか、周辺地域の他の事業を注視し、構想段階からの調整を図る。						
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○			
基本的配慮事項 2 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。						
個別事項	① 工事の施工に当たって、環境対策型建設機械を選定するなどし、大気汚染・騒音・振動等の環境の保全に努める。		○	○		
基本的配慮事項 3 水処理過程で生じる浄化発生土の有効利用を推進する。						
個別事項	① 浄水発生土については園芸用土等への有効利用を拡大する。		○			
基本的配慮事項 4 建物資材への再生資源の利用を推進するとともに、建設副産物の再利用、再資源化を推進する。						
個別事項	① 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。		○	○		
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		
	③ 建設副産物の削減とリサイクルを推進する。		○	○		
	④ 日頃適切な補修管理に努めるとともに、建て替えや増改築を行う時には、大量の解体廃棄物が発生するので、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		
基本的配慮事項 5 建物耐用年数を長くするよう努める。						
個別事項	① 建物の耐久性に配慮する。		○			
	② 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		○			

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		配慮時期			チェック	
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 建設予定地や周辺に保全すべき動植物がないか、早い段階から調査し、動植物の生息・生育への影響ができるかぎり少なくなるよう配慮するとともに、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。						
個別事項	①	さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。		○		

基本方向 3 地球環境の保全の推進		配慮時期			チェック	
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	該 当	実 施
基本的配慮事項 1 エネルギーの有効利用や省エネルギー化を推進し、地球環境の保全に配慮する。						
個別事項	①	建物の断熱化を図る。		○		
	②	エネルギーの効率的利用を図る。		○	○	
	③	自然エネルギーの活用を図る。		○	○	
	④	新エネルギーの活用を検討する。		○	○	
	⑤	電気設備の適切な運用を図る。				
	⑥	空調設備がある建物では、ゾーニングの工夫を行う。			○	○
	⑦	高効率設備の導入を検討する。		○	○	○
	⑧	熱利用の多い建物では、コージェネレーションの導入を図る。		○	○	○
				実施率 (b/a (%))	合計 (a)	合計 (b)

総合評価	
------	--

別表－１ 12 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名	
-----	--

基本方向 1	周辺地域との調和	配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 諸計画や他の事業との整合 都市計画や土地利用などに関する計画との整合を図るため、早い段階からの調整に努める。 また、連携、協力できるものがないか、周辺地域の他の事業を注視し、構想段階からの調整を図る。							
個別事項	① 庁内調整のための組織の活用や必要に応じて新たな組織の設置を図る。	○	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				
基本的配慮事項 2 周辺環境や生態系への配慮 建物の建築による日照障害、電波障害、風害、景観への影響が生じないよう努める。 また、建設予定地や周辺に保全すべき動植物がないか、早い段階から調査し、動植物の生息・生育への影響ができるかぎり少なくなるよう配慮するとともに、歴史的環境等の保全と創造に配慮する。							
個別事項	① 日照障害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	○	○	○			
	② さいたまレッドデータブック等に基づき、希少野生生物の生息・生育状況を把握し、希少野生生物の生息・生育空間の確保に配慮する。	○					
	③ 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○					
基本的配慮事項 3 交通に対する配慮 来訪者等にとって公共交通機関の利用が容易になるように配慮する。 また、工事中の工事用車両による周辺への影響の軽減を図る。							
個別事項	① バスや電車が利用しやすいよう施設配置を工夫する。	○	○				
	② 必要に応じ、バス路線やバス停留所の新設を促進する。	○	○		○		
	③ 自動車利用の抑制を図りつつ、適正な広さの駐車場を確保する。	○	○				
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫する。	○	○	○			

基本方向 2	環境への負荷の少ない建物にする	配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 建物配置と形状の工夫 建物の配置や形状を工夫し、自然の風や光を上手にとり入れて、熱負荷の軽減を図る。							
個別事項	① 通風による熱負荷低減に配慮する。		○				
	② 太陽光を調節し、熱負荷の軽減を図る。		○				
	③ 建物の外表面からの熱負荷損失に配慮する。		○				
	④ 薬剤散布を減らすため、害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置を行い、進入経路を遮断する。		○	○	○		

基本方向 2		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない建物にする							
基本的配慮事項 2 建物の断熱化と気密化							
省エネルギーと快適な温熱環境を図るには、建物の断熱化と気密化をする必要がある。断熱材の使用や開口部のガラスを工夫するなど種々の方法があるので、適切に選択する。							
個別事項	① 屋根、外壁、床の断熱化に配慮する。		○				
	② 開口部の断熱化と気密化に配慮する。		○				
	③ 光、温熱環境の向上を図る。		○				
基本的配慮事項 3 建物の長期利用							
施設の機能変化に柔軟に対応し、長く使える建物とするために、ゆとりのある建物とする。 また、長い目でみると経済的で、建設廃棄物の低減にもつながるので、質の高い、長く使える工法や材料を選択する。							
個別事項	① 柔軟性のある計画とする。		○	○			
	② 高耐久性構造・工法を採用する。		○	○			
	③ 長く使える材料を選択する。			○			
	④ 設備の更新を踏まえた計画とする。			○			
	⑤ 施設及び機器の予防保全に努める。					○	
	⑥ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。			○	○	○	
	⑦ 再整備は、大量の解体廃棄物が発生するので、日頃適切な修繕管理に努め、建て替えや増改築を行う時には、分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。						○
基本的配慮事項 4 室内環境の保全							
建物の室内空気汚染を防ぐため、有害物質の放射量の測定や有害物質の放射の少ない内装材等を使用するなどをして室内環境の保全を図る。							
個別事項	① 良好な室内環境を保持する。		○	○	○		
	② 有害物質の放散量の少ない内装材等を使用する。		○	○			

基本方向3 工事施工における環境保全		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 環境保全上の配慮							
大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下等の環境保全上の支障が生じないよう適切な配慮を推進する。							
個別事項	① 大気汚染対策を適切に実施する。						
	a 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○			
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○			
	② 水質汚濁対策を適切に実施する。						
	a 地下水汚染防止対策に努める。		○	○			
	③ 騒音・振動対策を適切に実施する。						
	a 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	○			
	b 環境対策型建設機械の採用を図る。【再掲】		○	○			
	c 工事実施の時間帯の調整に努める。		○	○			
	④ 地盤沈下対策を適切に実施する。						
a 軟弱地盤における地盤改良の実施に努める。		○	○				
b 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○				
⑤ 建設発生土等の活用を図ることにより、購入土の減量による緑地の保全に寄与する。		○	○				
⑥ 建設副産物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○				

基本方向4 地球環境の保全		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 オゾン層の保護							
空調用、消火用に使用されるフロン及びハロンは、オゾン層を破壊するほか温暖化を促進するため、設備廃棄時の回収を行うとともに、再利用しない場合は破壊処理をする。							
また、空調設備新設時の冷媒は、代替フロンも温暖化を促進するためその使用を抑制し、オゾン層破壊係数や温暖化係数の小さい新しい冷媒の採用を図る。							
個別事項	① フロン、ハロンの回収、破壊を行う。		○	○	○		
	② 代替フロンの使用抑制を図る。		○	○	○		
	③ 新冷媒の採用を図る。		○	○	○		

基本方向5 新エネルギーの導入・省エネルギーの推進		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 新エネルギーの導入							
化石燃料の消費を抑制し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を減少させるために、環境への負荷の少ないクリーンな太陽エネルギー等の新エネルギーの活用を図る。							
個別事項	① 太陽光発電設備の導入を図る。	○	○				
	② 太陽熱利用システムの導入を図る。	○	○				
	③ 自然採光の導入を図る。	○	○				
	④ 風力、燃料電池等の導入を図る。	○	○				
	⑤ 未利用エネルギーの導入を図る。	○	○				
基本的配慮事項2 照明・電気設備の高効率化							
照明は、事務所の電力消費の大きな割合を占めるので、省エネルギー効果が大きい高効率の器具、システムを積極的に導入する。 また、電気設備の設計や維持管理を工夫し、効率的運用を図る。							
個別事項	① ゾーニングを工夫する。		○				
	② 高効率機器（照明器具、電動機等）の採用を図る。		○		○		
	③ 照明の自動制御の採用を図る。		○		○		
	④ 自動力率調整システムの導入を図る。		○		○		
基本的配慮事項3 空調設備の高効率化							
省エネルギー効果を上げるため、施設の種類や運用に応じた空調設備を採用するとともに、効率の良いシステムや機器を導入するなど、空調設備の効率化を図る。							
個別事項	① ゾーニングを工夫する。		○				
	② 外気冷房制御を導入する。		○				
	③ 水や空気の搬送動力を低減する。		○				
	④ ヒートポンプなどの効率の良いシステムを導入する。		○				
	⑤ 熱回収システムを導入する。		○				
基本的配慮事項4 コージェネレーションの導入							
コージェネレーション（熱電併給システム）は、エネルギー利用効率を上げることができる。熱利用の多い建物での導入を検討する。							
個別事項	① コージェネレーションの導入を図る。	○	○				

基本方向6 資源の有効利用		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 水の節約と雨水・排水の活用							
節水機器や雨水・排水の利用により、上水の使用量を削減する。また、雨水の地下浸透を促し、地下水を涵養する。							
個別事項	① 節水機器の採用に努める。		○	○	○		
	② 透水性舗装、透水柵・透水トレンチの採用に努める。		○				
	③ 雨水利用システムの導入に努める。	○	○				
	④ 排水再利用システムの導入に努める。	○	○				
基本的配慮事項2 木材の有効活用							
熱帯林を守るため、反復利用の可能な代替型枠をできるだけ利用する。また、多面的な環境保全機能に有する森林を保全するため、国内産木材を積極的に活用する。							
個別事項	① 熱帯材型枠の使用抑制を図る。		○	○			
	② 国内産木材の積極的活用を図る。	○	○	○			
基本的配慮事項3 リサイクル製品の利用							
資源の無駄づかいを抑止するとともに、廃棄物を減量化でき、処理コストの節約や処分場の延命が図れるので、廃棄物から再生された部材を積極的に利用する。							
個別事項	① 建設発生土を再利用する。		○				
	② コンクリート、アスファルト廃材などを再利用する。		○				
	③ 再生塩化ビニール管の採用に努める。		○				
	④ 浄水発生土を用いたリサイクル製品の活用を検討する。		○	○			

基本方向7 緑化の推進		配慮時期				チェック	
		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項1 敷地の緑化							
景観に安らぎを与え、建物の省エネルギー、ヒートアイランド抑制、騒音減衰、CO ₂ 吸着などに効果のある敷地の緑化を積極的に推進する。							
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○				
	② 周辺環境に配慮し、多様な生物が共生できる空間の創出に努める。	○	○				
	③ 敷地・建物の緑化に際して、害虫の発生のしにくさや薬剤散布に頼らない管理のしやすさを考慮し、樹種等を選定するとともに、薬剤散布を極力行わない管理方法により環境への負荷を低減する。		○	○	○		

基本方向 7 緑化の推進		配慮時期				チェック	
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施
基本的配慮事項 2 建物の緑化 断熱性能の向上に寄与する屋上・ベランダなどの緑化や視覚疲労を緩和させる屋内の緑化を推進する。							
個別事項	① 屋上・ベランダなどの緑化を推進する。		○		○		
	② 屋内の緑化を推進する。		○		○		
		実施率 (b/a (%))			合計 (a)	合計 (b)	

総合評価	
------	--